

まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

総合的な土地利用の誘導

一住環境の保全や商業地の活性化を図り、文教都市にふさわしい調和のとれたまちづくり -

1) 地域特性にふさわしい土地利用の誘導

住宅地の土地利用

市民が健康で快適な都市生活を営むことができるよう、低中層住宅地の住環境を維持保全するとともに、大学通りやさくら通りなどの沿道住宅地については、美しい街並み形成をめざします。

崖線の緑や水路、生産緑地及び屋敷林などの緑が多い南部地域においては、農地を保全し、自然と調和した住宅地の整備を図ります。さらに低層住宅と中高層住宅との適正な共存を図り、質の高い住環境の形成を推進します。

商業地の土地利用

国立駅周辺の商業地の土地利用については、市の中心的な商業地として位置づけ、土地の有効利用、商業・業務機能、文化機能などの都市機能の集積を図るとともに、国立市のイメージを高め、安全で快適な都市空間の形成を図ります。

その他の寄保駅、矢川駅周辺及び沿道商業地は、近隣住民サービスの利便性を高め、親しみの持てる商業環境の形成を図ります。

工業・業務地の土地利用

青柳地区及び多摩川沿いの地区は、住宅と軽工業地の混合地として位置づけ、住環境を配慮した工業にふさわしい土地利用を誘導するとともに、地区計画等により工業施設の用途の制限や沿道の緑化など、工業地及び住宅地相互に配慮のいきとどいた市街地環境の形成を図ります。

中央自動車道国立・府中インターチェンジ周辺地区は、交通の要衝になる立地要件を活用する業務系の土地利用を誘導するため、緑化に配慮した都市基盤整備の推進を図ります。

用途地域の指定

用途地域地区の指定は、都市的土地利用を適正に誘導し、良好な市街地環境の形成に対する都市計画の基本となるものであり、土地利用の方針に沿って適切な用途地域の指定を行い、土地利用の純化を図ります。なお、指定後も計画的なまちづくりを推進するために、用途地械等の見直しを進めます。

2) 活力に満ちた市街地整備

国立駅周辺の整備

国立駅周辺は、「文教都市くにたち」にふさわしい、活力に満ちた商業・業務機能、文化機能等の集積を図るとともに、利便性が清く都市景観に優れた都市空間を創出し、まちの中心的な拠点形成を進めます。

また、JR 中央線連続立体交差事業を促進し、南北商店街の一体化による利便性、快適性の向上を図るとともに高架下への駐輪場の整備など、高架下空間の有効利用を促進します。

南部地域の整備

ア．自然環境と調和した住環境の整備

城山の歴史環境保全地域を含む崖絶や水路など自然環境に恵まれた地域の住宅地は、自然との調和に配慮し、都市農業が活かされた良好な住環境を整備します。

イ．土地区画整理事業の推進

都市基盤整備については、地権者の合意形成を図りながら、土地区画整理事業により、道路、公園・緑地の整備、生産緑地の集合化を図り、農地と住環境の調和ある発展をめざし、幹線道路周辺地区は業務系土地利用の推進を図ります。

まちづくり制度の活用

地区の特性を活かし、良好な街並みの形成や保全を図るため、市民の意向を反映しながら、地区計画や建築協定の制度を活用したまちづくりを推進します。

(2) 水と緑の整備方針

自然環境の保全と回復

－水や緑を大切にし、うるおいのあるまちづくり－

1) 水に親しむまちづくり

多摩川、矢川、崖線下の湧水や用水路の水辺は、市民生活にやすらぎやうるおいを与える貴重な資源であるとともに、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、水と親しむ空間としての整備を推進するとともに生物の生息環境の確保に努めます。

2) 水循環の推進

自然の水循環を保全・回復するため、貴重な湧水や河川の水量の確保、生態系に配慮した水辺環境を守り育てるとともに、都市活動や日常生活における水の循環利用、有効利用の推進、安全で清らかな水質の確保など、総合的、体系的、効率的な「水循環基本計画」を策定し、水に関する循環のしくみづくりを進めます。

3) 緑豊かなまちづくり

緑地の保全や緑化の創出を計画的に推進し、人や動植物が共生可能な緑豊かなまちづくりをめざした「緑の基本計画」を策定します。緑化の目標値を定め、自然環境の保全・回復、緑化の推進、公園・緑地の整備、民有地の緑化の推進などを実現する施策を明らかにしていきます。

(3) 生活環境の整備方針

地域特性に応じた定住環境の形成

－だれにでも安心でき、やすらぎのあるまちづくり－

1) 良好な住宅地環境のまちづくり

良好な住宅地の保全、整備

健康で快適な生活を営むことができる質の高い住環境の実現をめざし、地域特性に配慮した住宅地の保全を図ります。また、都市施設等の整備を推進し、生活環境全体の水準を高めるまちづくりを推進します。一方、マンション等の建設による、既存の住宅地との間で、日照や景観等の課題を解消するため、既成市街地の住環境の保全と大規模な建壊物との調和ある市街地の形成が図られるよう、条例の制定等により誘導を図ります。

自然的環境と調和した住宅地の形成

南部地域の地形的、自然的特性である崖線を大切に保全しつつ、生産緑地等農地の整形化を図り、土地区画整理事業により公共施設を整備するとともに自然環境と調和した住宅地の形成を図ります。

狭あい道路は、災害時の安全面や生活の利便性の向上を図るため、歩行者優先の視点に立つ拡幅整備に努めます。

防犯への対応

公園等の公共施設においては、夜間照明の充実や外部からの見通しを確保するなど防犯に配慮したまちづくりを推進します。また、地域と一体となった防犯体制を確保するため、防犯意識の普及啓発を推進します。

2) 環境への負荷の少ないまちづくり

環境にやさしいまちづくりの推進

良好な生活環境を維持するために、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の公害防止、環境保全に向けた取り組みを行います。また、地球的規模の環境問題の一つである地球温暖化、オゾン層破壊等の防止、自然環境である崖線の水と緑の保全など、総合的な施策を展開し環境にやさしいまちづくりをめざします。

循環型社会づくりの推進

廃棄物等の発生が抑制され、なお排出された廃棄物等についてはできる限り資源として利用され、最後にどうしても利用できないものについては適正に処分される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会づくりを進めます。

この社会づくりは、行政のみに委ねて実現できるものではないことから、市民、事業者、行政各主体の自覚と努力、相互の協力により実現を図っていきます。

また、循環型社会づくりに不可欠である廃棄物等のリサイクル、処理施設については、都市の必要施設として位置づけ、適正配置、環境への負荷の低減、周辺環境との調和に配慮した計画となるようにきめ細かい対応を図ります。

3) コミュニティが基盤となるまちづくり

コミュニティづくり

住区、地域、全域の3つのレベルによるコミュニティの単位を設定し、地域施設を有効活用することにより、各コミュニティのレベルに応じた活動の場の提供と地域環境の整備を図ります。また、地域施設については、市民による自主的な管理・運営を進め、世代間のふれあいができるような施設の利用

促進を図り、コミュニティ活動の拠点として地域の一体化を推進します。

人に優しい生活環境の整備

だれもが安心して快適な生活を営めるよう、ユニバーサルデザインの考え方のもとに、住宅や道路、公共施設等のバリアフリー化やタウンモビリティ・ショップモビリティの推進、また日常生活を支援するボランティア制度の充実など、人に優しい環境の整備をめざします。

4) 生涯学習が人を育むまちづくり

まちづくりは市民参加による合意形成を図りながら進めることが大切です。そのためには、「わがまち国立」を知ってもらうことが必要であり、まちづくりに関する情報の提供や生涯学習の機会を通じて郷土に対する関心と理解を深めます。「まちづくり」は「ひとづくり」からという観点に立ち、地域に生きる人が豊かに成長していくことをめざして、まちづくりにつながる生涯学習を支援します。

また、社会教育施設の充実や学校教育施設等の多様な活用を図ります。

(4) 産業環境の整備方針

特色ある地域産業の振興

- くにたちらしい産業が発展し、活力ある都市農業を育成するまちづくり -

1) 活力のある商店街の形成

国立駅周辺の商店街は、JR 中央線連続立体交差事業に伴い道路・交通の課題に対応して、南北交通体系の改善を進めることによって南北商店街の一体化を図り、消費者ニーズを把握するとともに、にぎわいと魅力ある商店街の形成を推進します。

矢川駅、答保駅周辺及び沿道商店街は、日常生活を支える商店として住宅地に密着した商業環境の形成を図ります。

また、IT産業などの地域情報産業になる SOHO の育成の検討や NPO の支援に努めます。

2) 南部地域の産業集積

中央自動車道国立・府中インターチェンジ周辺は、幹線道路整備に伴い交通の利便性がさらに向上する特性を活かし、農業との調和を図りつつ環境負荷の少ない産業の誘導を図ります。そのため都市基盤の未整備地区については、土地区画整理事業等による整備を促進します。

3) 都市農業の振興

市民生活に欠くことのできない新鮮で安全な農産物の供給を支援します。それと同時に、うるおいのある自然生態系、景観の保全や災害時の防災空間としてのオープンスペースの確保をめざします。生産者、市民及び行政が一体となって都市農業の持つ多面的な機能を活かすとともに農業生産に必要な整備と生産緑地の保全と拡充を行います。また、税負担による農地の減少を防ぐため、生産緑地の拡大を図るとともに相続税など税制度の改善に向けて国へ働きかけます。

(5) 道路・交通体系の整備方針

公共空間の形成

- すべての人が安全で快適なまちづくり -

1) 安全で便利な道路整備の推進

市民生活を支える道路整備

ア．歩行環境の整備

歩行空間の連続性、パリアフリー化を推進するほか、街路樹の保全・育成やポケットパーク等の設置により、やすらぎと潤いのある、人に優しい歩行環境の整備を図ります。

イ．自転車利用に配慮した整備

歩行者の安全を確保するとともに、自転車が安全で快適に利用できる施設や駐輪場などの整備を推進し、交通安全の充実を図ります。

都市活動を支える道路整備

ア．都市計画道路の整備の促進

交通の円滑化、交通渋滞の解消、防災機能の向上等を図るため、道路整備計画の整合や地域環境への配慮を行い、都市計画道路の整備を促進します。

イ．道路新設、拡幅整備

道路新設・既存道路の隅切りや拡幅など、地域特性に整合した土地利用の促進を図り、安全で快適な道路の整備を図ります。

2) だれもが安心・安全のバリアフリー - 化の推進

鉄道駅等と公共施設設問の移動の利便性、安全性の向上を促進するため、道路の投差解消や安全で快適な舗装、ゆとりある歩道空間など高齢者や障害者のみならず、市民のだれもが安心・安全に通行できる道路のバリアフリー化を推進します。

3) 便利で快適に利用できる交通網の整備

JR 中央線連続立体交差事業関連の促進

連続立体交差事業を促進し、周辺道路の整備をすすめ、路切の解消、南北交通の円滑化、高架下の利用等を図り交通体系の整備を行います。

交通空白・不便地域の解消

高齢者・障害者の行動範囲や買い物等日常生活や通勤通学の利便性のため、交通手段の空白・不便地域の解消を図るため、コミュニティバスの運行や民間バスの誘導を促進します。

(6) 都市景観形成の方針

景観に配慮したまちづくりの推進

一次世代に引き継ぐ調和のとれた美しいまちづくり -

1) 市街地景観形成の誘導

都市景観形成基本計画に基づき、地域の特性景観を活かした土地利用の用途にふさわしいまちづくりを進めるため、自然地区、歴史地区、住宅地区及び商業・業務地区の4地区に分類し、それぞれの地域に応じた景観形成を推進します。

自然地区は、豊かな緑を守り育てるとともに、自然に親しめる景観づくりをめざします。歴史地区は、優れた歴史的資源の周辺地区では、歴史的な雰囲気や景観の保全を図ります。住宅地区は、環境を活かし、落ち着いたたたずまいの住宅地景観を保全し、つくります。商業・業務地区は、国立の持つイメージと調和する個性的な景観をつくります。

2) 美しい街並みづくり

都市景観形成重点地区の指定によるシンボル景観の創出

都市景観上優れた特性を有し、その保全、改善、整備が都市景観の形成に極めて重要である地域を指定し、美しい街並みづくりを進めます。

大規模行為の都市景観形成の誘導

大規模な開発や建築行為については、周辺の景観との調和を図るため、大規模行為の景観形成基準による誘導を図ります。

重要景観資源の保存

都市景観上重要な価値がある建築物や樹林・樹木等については、所有者の同意を得て重要景観資源として指定し、保全に必要な措置を講じます。

都市景観形成活動の促進

都市景観の形成を図ることを目的とする団体の認定や一定の区域内の市民や事業者等による景観協定等の締結など、市民活動の促進を図り、都市景観形成に寄与した建築物等の所有者や設計者、都市景観形成活動を行っている団体等に対し顕彰を行うとともに、技術的援助や必要経費の助成等を行い、都市景観の形成に向けた活動を推進します。

(7) 都市防災の方針

災害に強い都市防災の推進

安全に暮らせるまちづくり -

1) 震災対策

震災に強い市街地整備

延焼阻止線としての役割がある幹線道路は、沿道緑化を含む整備を促進します。公園、緑地、農地などは、避難場所など災害時の安全確保や火災の延焼防止が期待されるとともに、多目的機能があるため、これらの拡充、保全によるオープンスペースの確保に努めます。また、狭あい道路は拡幅整備に努めることにより、消防活動の困難地域の解消を図り、上下水道などライフラインは、耐震性の向上を図りま

す。

災害の軽減と復興対策

公共建築物は耐震診断をもとに耐震性向上対策を進め、さらに幹線道路沿道は不燃化建築物を誘導します。また、被災後の都市復興を円滑に進めるため、都市復興計画等の作成を検討し、速やかな対策が図れるまちづくりをめざします。

防災意識の高揚とコミュニティづくり

「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、消防団や自主防災組織の育成と拡充に努め、地域の連携と活性化を図りコミュニティの充実を促進します。また、災害時において援護を要する子ども、高齢者や障害者などいわゆる「災害弱者」に対する施策については、地域の協力に基づく避難計画を整備し、地域の防災意識と安全性を高めるため市民、ボランティア、行政相互の連携と協力体制の整備を図ります。

2) 水害への対応

多摩川の治水については、国と連携して流域の各市と調整を図りながら、総合的な治水対策を推進します。

また、河川や下水道への雨水の集中を防ぐとともに、都市型水害の発生状況、市民への情報の提供を行います。